

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 6 月 22 日 (金) 第 2814 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)
定 価 送 料 共 1 箇 月 2 , 6 5 0 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県税条例の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 2
- 鹿児島県森林整備公社運営資金貸付条例の一部を改正する条例 (※) (森づくり推進課取扱い) 2

条 例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 6 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第37号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例 (平成12年鹿児島県条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

別表総務部の表 1 の 2 の項及び 1 の 3 の項を削る。

別表商工労働水産部の表 1 の 2 の項中「枕崎市, 霧島市, 奄美市及び」を削る。

別表土木部の表 4 の項中「各市, 」を削る。

別表教育庁の表中 1 の項を削り, 2 の項を 1 の項とする。

第 2 条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表教育庁の表中 1 の項を 2 の項とし, 同項の前に次のように加える。

<p>1 児童手当法 (昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち, 次に掲げるもの (市町村立学校職員給与負担法 (昭和23年法律第135号) 第 1 条に規定する職員に係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第17条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第 7 条第 1 項 (法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。)</p>	<p>各市町村</p>
--	-------------

<p>の規定による受給資格及び児童手当（法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この項において同じ。）の額の認定</p> <p>(2) 法第9条第1項及び第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定による児童手当の額の改定</p> <p>(3) 法第26条第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出等の受理</p>	
---	--

附 則

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成24年10月1日から施行する。
- 第2条の規定の施行の際同条の規定による改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同条の規定の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

.....

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第38号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第31条の6中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第2号中「及び」を「並びに」に改め、「あるときは」の次に「当該退職手当等が所得税法第30条第4項に規定する特定役員退職手当等又は同法第201条第1項第1号イに規定する一般退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同条第4号中「第30条第4項第3号」を「第30条第5項第3号」に改め、同条第5号中「第2条の5」を「第2条の5第2項」に改める。

附 則

- この条例は、平成25年1月1日から施行する。
- 改正後の鹿児島県税条例第31条の6の規定は、この条例の施行の日以後に提出する地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の6第1項第1号に規定する退職所得申告書について適用する。

.....

鹿児島県森林整備公社運営資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月22日

鹿児島県条例第39号

鹿児島県森林整備公社運営資金貸付条例の一部を改正する条例

鹿児島県森林整備公社運営資金貸付条例（昭和42年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「社団法人鹿児島県森林整備公社（昭和42年8月7日に社団法人鹿児島県林業開発公社という名称で設立された法人をいう。」を「公益社団法人鹿児島県森林整備公社（」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。